

「情報公開文書」

課題名：震災前後における社会環境の変化と健康の疫学研究

受付番号：受付-23003

研究責任者：歯学研究科・教授・小坂 健

1. 研究の対象

岩沼市在住の高齢者約 12000 名

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2019 年 7 月（倫理委員会承認後）～2024 年 6 月

【研究目的】

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方沿岸部は津波による壊滅的な被害を受けた。被災後数年間、生存者は転居や仮設住宅での生活を強いられ、口腔を含めた心身への健康への影響が懸念される。さらに、転居や仮設住宅での生活は、高齢者の栄養状態や震災前までの人間関係や地域の結びつきにも大きな影響を与えるが、これによるソーシャルキャピタルの変化と健康影響については調査が存在しない。我々は、震災前の 2010 年 8 月に被災地である岩沼市および被災していない 26 市町村の高齢者を対象にした疫学調査を実施している。災害の発生前後のデータを利用した疫学研究は世界的ほとんど例がなく、極めて意義が大きい。2013 年、2016 年にも震災後の調査を実施したが、仮設住宅から災害公営住宅へと環境が著しく変化していること、震災に伴う長期的な健康への悪影響の可能性も考慮して、継続的に研究していく必要がある。本研究の目的は、再び岩沼市と 26 市町村で疫学調査を実施し、2010 年データ、2013 年データ、2016 年データとの比較により、社会環境およびソーシャルキャピタルと栄養摂取や口腔を含めた健康の変化を調査、対策を提言することである。

【研究方法】

ソーシャルキャピタル関連質問、健康についての郵送による質問紙調査(8500 名)と、訪問調査(3500 名)を行う。さらに、一部住民(玉浦地区在住、20 名程度)に対し open-question による訪問調査も行う。2010 年からの調査データなども用い、東日本大震災の健康影響や、回復を促進する要因について分析を行う。

本研究は、文部科学省及び厚生労働省が定める「疫学研究に関する倫理指針」を遵守して研究を行う。対象者への同意については、書面で説明し、同意が得られた場合のみ回答を記入し返送することとする。

3. 外部への試料・情報の提供

日本老年学的評価研究 (JAGES) プロジェクトの調査の一環として実施されるため、プロジェクト内部で、個人が特定できない匿名化されたデータを共有する。

4. 関係研究組織

日本老年学的評価研究 (JAGES) プロジェクト

本研究は、JAGES プロジェクトの一環として、岩沼市、東北大学、JAGES 機構 他の 5 者間で締結した協定に基づき、文部科学省科学研究費を財源として、調査を JAGES 機構へ委託して実施します。

研究責任者である相田准教授は JAGES 機構の理事に就任しています。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係に追加・変更が生じた場合はその都度、東北大学利益相反マネジメント委員会へ申告し審査を受けることにより、本研究の企業等と利害関係についての公正性を保ちます。

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

照会先：

東北大学大学院歯学研究科 国際歯科保健学分野
〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町4番1号
TEL 022-717-7639 FAX 022-717-7644
E-mail ken.osaka.e5@tohoku.ac.jp
研究責任者：小坂 健

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合